

## 伊丹市登録地域クラブ活動自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要綱は、登録地域クラブに参加する中学生世代を中心とした子どもたちに対し、予算の範囲内において、自転車を利用するにあたって使用するヘルメット購入に必要な費用の一部を補助することにより、自転車用ヘルメット着用の促進と交通事故時の被害軽減を図ることを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造された新品のものをいう。
- (2) 登録地域クラブ 中学校部活動の地域展開に伴い、中学生世代を中心とする世代に対してスポーツ・文化芸術活動を提供している団体のうち、教育長が別に定めるところにより、伊丹市教育委員会に登録した団体をいう。
- (3) 生徒 伊丹市立中学校に在籍している者をいう。
- (4) 保護者等 親権を行う者又は未成年後見人で、生徒を現に監護し、かつ当該生徒と生計を同じくしているものをいう。
- (5) 事業協力店 第3章の規定により市長の登録を受け、補助金の代理受領その他この要綱に定める業務を行う事業者をいう。

#### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する生徒の保護者等とする。

- (1) 当該生徒が登録地域クラブに参加していること。
- (2) 当該生徒が登録地域クラブへ参加するため自転車を利用する際は、ヘルメットを着用させること。
- (3) 申請者及び当該生徒が、伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 転売を目的としてヘルメットを購入しないこと。

#### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象者が当該年度中に購入し、又は第3章の規定により提供を受けるヘルメットの購入費用とする。

- 2 補助対象となるヘルメットは、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 新品であること。
  - (2) 別表に掲げる安全認証等を受けたものであること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、他の補助制度において補助対象経費となった購入費用は、補助対象経費としない。

(補助金の額等)

- 第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の10分の10以内の額とし、4,000円を上限とする。
- 2 補助金の交付は、生徒1人につき1回限りとする。
- 3 補助対象者は、第2章に定める方法又は第3章に定める方法のいずれか一方により補助金の交付を受けるものとする。

## 第2章 補助金の交付

(交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、ヘルメットを購入した後、伊丹市登録地域クラブ活動自転車用ヘルメット購入補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の3月末日まで(当該年度の予算額に達する見込みとなった場合は、市長が別に定める日まで)に市長へ提出しなければならない。ただし、第2号及び第3号に掲げる書類については、申請者の同意を得て公簿により当該事実を確認することができるときは、当該事実に係る書類の添付を省略することができる。

- (1) ヘルメットを購入したことを証する領収書その他これに類する書類の写し
- (2) 申請者及び生徒の住民票の写し等
- (3) 生徒が伊丹市立中学校に在学していることを証する書類の写し等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、伊丹市オンライン申請ポータルを通じた電子申請により行うことができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、伊丹市登録地域クラブ活動自転車用ヘルメット購入補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により、申請者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定した場合は、様式第1号による請

求をもって、交付決定の日に補助金の交付請求があったものとみなす。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条第3項の規定により補助金の交付請求があったものとみなしたときは、交付決定の日の属する月の翌月10日までに、交付決定者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により補助金を交付するものとする。

第3章 事業協力店による補助金の交付

(事業協力店による補助金の交付)

第9条 補助対象者は、第6条の規定による申請に代えて、この章に定めるところにより、事業協力店を通じて補助金の交付を受けることができる。

2 前項の規定による補助金の交付は、補助対象者が補助金の受領に関する権限を事業協力店へ委任し、補助対象者が補助対象経費のうち補助金の額を超える部分を負担した上で、市長が当該事業協力店へ補助金を交付することにより行うものとする。

(事業協力店)

第10条 市長は、前条に規定する補助金の交付に協力する事業者を公募により募集し、事業協力店として登録するものとする。

2 事業協力店として登録を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 伊丹市又はこれに隣接する市町村に実店舗を有すること。
- (2) 第4条第2項に規定するヘルメットを販売していること。
- (3) 補助対象となるヘルメットを販売し、その購入価格が補助金の額を超える場合は、その超える額を補助対象者が負担する方法により提供することができること。
- (4) 伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件を満たすこと。

3 事業協力店は、ヘルメット1個からの発注に応じるものとする。

4 事業協力店は、市長から求めがあったときは、本事業の実施に必要な事項について協力しなければならない。

5 事業協力店は、本事業に係る販売記録、引換書その他補助金の請求に関する書類を、補助金の請求をした日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(事業協力店の登録取消し)

第11条 市長は、事業協力店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その

登録を取り消すことができる。

- (1) 第10条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の支払を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) この要綱又は市長の指示に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が事業協力店として適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該事業協力店へ通知するものとする。

#### (登録地域クラブの協力)

第12条 登録地域クラブは、補助対象者が円滑に前条の事業協力店を利用することができるよう、制度の周知、利用希望者の取りまとめ、引換書の回収及び提出、ヘルメットの受領並びに交付決定者又は当該生徒への引渡しその他必要な協力を行うものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、登録地域クラブに対し、利用予定人数その他必要な事項について報告を求めることができる。

#### (利用内容の調整)

第13条 市長は、前条第2項の報告を受けたときその他必要があると認めるときは、登録地域クラブ又は事業協力店に対し、ヘルメットの準備その他本事業の実施に必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

#### (交付申請)

第14条 補助対象者は、第9条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、市長に対し、伊丹市登録地域クラブ活動自転車用ヘルメット購入補助金交付申請書（様式第3号）により申請しなければならない。

2 補助対象者は、補助金の受領について事業協力店を代理人として定め、その受領権限を委任するものとする。

3 前2項の規定による申請は、伊丹市オンライン申請ポータルを通じた電子申請により行うことができる。

#### (交付決定及び引換書の交付)

第15条 市長は、第14条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、伊丹市登録地域クラブ活動自転車用ヘルメット購入補助金交付・不交付決定通知書兼引換書（様式第4号。以下「引換書」という。）を交付するものとする。

- 3 前項の引換書の交付をもって、補助金の交付決定の通知に代えるものとする。
- 4 引換書には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 引換番号
  - (2) 有効期限
  - (3) その他市長が必要と認める事項
- 5 市長は、事業協力店に対し、引換書番号その他ヘルメットの準備に必要な情報を通知するものとする。
- 6 前項の通知を行う場合において、市長は、個人情報を提供しないものとする。

(ヘルメットの引換え)

- 第16条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、引換書を事業協力店へ提出し、又は登録地域クラブを通じて提出し、補助対象となるヘルメットの提供を受けるものとする。
- 2 登録地域クラブは、交付決定者から引換書を預かり、事業協力店へ提出するとともに、ヘルメットを受領し、交付決定者又は当該生徒へ引き渡すことができる。
  - 3 事業協力店は、第1項の規定による提供に当たり、交付決定者の希望するサイズその他必要な事項を確認するものとする。
  - 4 事業協力店は、提供したヘルメットについて必要がある場合は、サイズ交換その他適切な対応を行うものとする。
  - 5 事業協力店は、ヘルメットを提供したときは、引換書を回収するものとする。

(代理受領による補助金の交付)

- 第17条 事業協力店は、前条第5項の規定により回収した引換書及び市長が必要と認める販売記録その他の書類に基づき、市長に対し、補助金の請求を行うものとする。
- 2 事業協力店は、前項の請求を行うときは、請求書のほか、引換書その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。
  - 3 市長は、必要があると認めるときは、販売記録その他補助対象となるヘルメットの提供を確認するために必要な書類の提出を求めることができる。
  - 4 市長は、前項の規定による請求を審査し、適当と認めるときは、請求を受けた日の属する月の翌月末日までに、事業協力店へ補助金を支払うものとする。
  - 5 前項の規定による支払は、第13条第2項の規定による委任に基づく代理受領によるものとし、当該支払をもって交付決定者に対する補助金の交付があったものとみなす。

(引換書の再交付)

- 第18条 市長は、引換書を紛失し、又は毀損した交付決定者から申請があった場合において、必要があると認めるときは、引換書を再交付することができる。

- 2 市長は、引換書を再交付したときは、従前の引換書を失効させるものとする。
- 3 前2項の規定による再交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(引換書の失効)

第19条 引換書は、次の各号のいずれかに該当するときは、その効力を失う。

- (1) 有効期限を経過したとき。
- (2) 前条第2項の規定により再交付されたとき。

#### 第4章 雑則

(交付決定の取消し)

第20条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

4 市長は、事業協力店が偽りその他不正の手段により補助金の支払を受けたと認めるときは、当該事業協力店に対し、当該支払を受けた補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(調査等)

第21条 交付決定者及び事業協力店は、市長が補助金の適正な執行を確認するため、補助対象となったヘルメットの購入、提供その他補助事業の実施状況について調査を行う場合は、これに協力しなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付決定者又は事業協力店に対し、報告を求め、又は関係帳簿書類その他必要な資料の提出を求めることができる。

3 登録地域クラブは、第15条第2項の規定によりヘルメットを受領したときは、交付決定者又は当該生徒へ引き渡したことを確認できる記録を作成し、市長から求めがあったときは提出しなければならない。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が

別に定める。

付則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

付則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

付則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

付則

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 8 月 日から施行する。

別表（第 4 条関係）  
補助対象となる安全認証等

| 区分                   | 認証等                             |
|----------------------|---------------------------------|
| SG マーク               | 一般財団法人製品安全協会が安全基準への適合を認証したもの    |
| J C F マーク            | 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準への適合を認証したもの |
| C E マーク（E N 1 0 7 8） | 欧州連合の安全基準への適合を認証したもの            |
| G S マーク              | ドイツ製品安全法に基づく安全基準への適合を認証したもの     |
| C P S C マーク          | 米国消費者製品安全委員会が安全基準への適合を認証したもの    |
| その他                  | 前各号に類する認証等で市長が認めるもの             |

年 月 日

伊丹市長 様

申請者（保護者）

〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

伊丹市登録地域クラブ活動自転車用ヘルメット購入補助金交付申請書兼請求書

伊丹市登録地域クラブ活動自転車用ヘルメット購入補助金の交付を受けたいので、伊丹市登録地域クラブ活動自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請するとともに、補助金を請求します。

1 交付申請（請求）額 \_\_\_\_\_円 （上限 4, 0 0 0 円）

2 対象生徒（登録地域クラブに参加する者）

氏名（ふりがな） \_\_\_\_\_（\_\_\_\_\_）

生年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日生

学校名 伊丹市立\_\_\_\_\_中学校\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_組

登録地域クラブ名 \_\_\_\_\_

3 購入した自転車用ヘルメット

・購入日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日 ・価格（ \_\_\_\_\_円）

・安全基準の認証

（SG マーク・JCF マーク・CE マーク（EN1078）・GS マーク CPSC マーク・（ \_\_\_\_\_ ）マーク）

4 振込先（申請者名義の口座に限ります。）

|                  |       |                         |       |                   |
|------------------|-------|-------------------------|-------|-------------------|
| 振<br>込<br>口<br>座 | 金融機関名 | 銀行・信用金庫・信用組合<br>農協・労働金庫 |       |                   |
|                  | 支店番号  |                         | 支 店 名 | 本店・支店・出張所<br>支所・店 |
|                  | 種 別   | 普通・当座・貯蓄                | 口座番号  |                   |
|                  | フリガナ  |                         |       |                   |
|                  | 口座名義  |                         |       |                   |

5 確認事項（内容を確認し□欄に☑してください。）

- ☐ 交付決定にあたって必要な範囲で申請者と対象生徒の住所（伊丹市在住の場合）、氏名、伊丹市立中学校に在学していることについて、公簿を閲覧することに同意します。  
→「同意しない」場合は、申請者と対象生徒の住民票の写し等を提出してください。
- ☐ 対象生徒が登録地域クラブに参加するため自転車を利用する際は、自転車用ヘルメットを着用させます。
- ☐ 購入した自転車用ヘルメットは要綱第4条各号（新品のもの、安全認証マーク等を受けたもの）に該当するものです。
- ☐ 転売を目的としてヘルメットを購入していません。
- ☐ オークション、フリマアプリ等からの購入ではありません。

6 誓約事項（内容を確認し□欄に☑してください。）

- ☐ 対象生徒及び申請者が、伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員ではないことを誓います。

7 添付書類

- （1）領収書・レシートなど、自転車用ヘルメットを購入したことがわかる書類の写し
    - ・領収書等の全体が写っているもの添付してください。
    - ・各種ポイントを利用して支払いをした場合、利用したポイント分は補助対象外です。
  - （2）振込先の金融機関の口座が確認できる通帳等の写し
  - （3）申請者及び対象生徒の住民票の写し等（※1）
  - （4）対象生徒が伊丹市立中学校に在籍していることを証明する書類の写し等（在学証明書、生徒手帳など）（※2）
  - （5）申請者の公的身分証明書の写し
    - ・住所と顔写真の付いている証明書であれば1点  
（運転免許証、マイナンバーカードなど）
    - ・顔写真のついていない証明書であれば2点（うち、1点に住所の記載が必要）  
（年金手帳、住民票など）
- ※1 申請者及び対象生徒が伊丹市在住であり、「5 確認事項」の公簿の閲覧に同意される場合は、提出不要です。
- ※2 「5 確認事項」の公簿の閲覧に同意される場合は、提出不要です。

様

伊丹市長

伊丹市登録地域クラブ活動自転車用ヘルメット購入補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました伊丹市登録地域クラブ活動自転車用ヘルメット購入補助金については、交付・不交付することに決定しましたので、伊丹市登録地域クラブ自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定

|           |   |
|-----------|---|
| 交 付 決 定 額 | 円 |
| 振 込 予 定 日 |   |

- \* 申請時にご指定いただいた口座情報（金融機関名，支店名，口座番号，口座名義人等）に変更や解約があった場合は，上記の予定日に振り込みができないことがあります。
- \* 口座情報のエラー等により振込不能となった場合は，当課から確認のご連絡をいたします。その際，正しい口座情報の確認等が必要となり，振り込みまでにお時間をいただくことになりますので，予めご了承ください。

2 不交付決定

|              |  |
|--------------|--|
| 不交付決定<br>の理由 |  |
|--------------|--|

以上

年 月 日

伊丹市長 様

申請者（保護者）

〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

伊丹市登録地域クラブ活動自転車用ヘルメット購入補助金（事業協力店利用）  
交付申請書兼代理受領委任同意書

伊丹市登録地域クラブ活動自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり申請します。

1 対象生徒（登録地域クラブに参加する者）

氏名（ふりがな） \_\_\_\_\_（\_\_\_\_\_）

生年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生

学校名 伊丹市立\_\_\_\_\_中学校\_\_\_\_年\_\_\_\_組

登録地域クラブ名 \_\_\_\_\_

2 利用する事業協力店

\_\_\_\_\_

3 代理受領に関する同意

- ☐ 本申請に基づく補助金の受領に関する権限を上記の事業協力店に委任し、当該事業協力店を代理受領者として指定することに同意します。

4 確認事項（内容を確認し□欄に☑してください。）

- ☐ 交付決定にあたって必要な範囲で申請者と対象生徒の住所（伊丹市在住の場合）、氏名、伊丹市立中学校に在学していることについて、公簿を閲覧することに同意します。  
→「同意しない」場合は、申請者と対象生徒の住民票の写し等を提出してください。
- ☐ 対象生徒が登録地域クラブに参加するため自転車を利用する際は、自転車用ヘルメットを着用させます。
- ☐ 購入予定の自転車用ヘルメットは要綱第4条各号（新品のもの、安全認証マーク等を受けたもの）に該当するものです。
- ☐ 転売を目的としてヘルメットを購入しません。

5 誓約事項（内容を確認し□欄に☑してください。）

- ☐ 対象生徒及び申請者が、伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員ではないことを誓います。

6 添付書類

- （1）申請者及び対象生徒の住民票の写し等（※1）  
（2）対象生徒が伊丹市立中学校に在籍していることを証明する書類の写し等（在学証明書、生徒手帳など）（※2）  
（3）申請者の公的身分証明書の写し
- ・住所と顔写真の付いている証明書であれば1点  
（運転免許証、マイナンバーカードなど）
  - ・顔写真のついていない証明書であれば2点（うち、1点に住所の記載が必要）  
（年金手帳、住民票など）

※1 申請者及び対象生徒が伊丹市在住であり、「4 確認事項」の公簿の閲覧に同意される場合は、提出不要です。

※2 「4 確認事項」の公簿の閲覧に同意される場合は、提出不要です。

様

伊丹市長

伊丹市登録地域クラブ活動自転車用ヘルメット購入補助金  
交付・不交付決定通知書兼引換書

年 月 日付で申請のありました伊丹市登録地域クラブ活動自転車用ヘルメット購入補助金については、交付・不交付することに決定しましたので、伊丹市登録地域クラブ自転車用ヘルメット購入補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

記

1 交付決定

|                      |                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業協力店                |                                                                                                                                                                                                                    |
| 引換番号                 |                                                                                                                                                                                                                    |
| 有効期限                 | 年 月 日                                                                                                                                                                                                              |
| 補助上限額                | 4,000 円                                                                                                                                                                                                            |
| 補助額<br>(事業協力店記入)     | 円                                                                                                                                                                                                                  |
| 安全基準の認証<br>(事業協力店記入) | <input type="checkbox"/> SG マーク <input type="checkbox"/> JCF マーク <input type="checkbox"/> CE マーク (EN1078) <input type="checkbox"/> GS マーク <input type="checkbox"/> CPSC マーク<br><input type="checkbox"/> その他 ( マーク) |
| 引換日<br>(事業協力店記入)     | 年 月 日                                                                                                                                                                                                              |

- \* 本書の引換書部分を事業協力店へ提出することにより、自転車用ヘルメットの交付を受けることができます（引換部分切り離しは事業協力店が行います）。
- \* 有効期限を経過した場合は無効となります。
- \* 転売目的での使用は禁止されています。

2 不交付決定

|              |  |
|--------------|--|
| 不交付決定<br>の理由 |  |
|--------------|--|

事業協力店 キリトリ

3 引換書

|                      |                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業協力店                |                                                                                                                                                                                                                    |
| 引換番号                 |                                                                                                                                                                                                                    |
| 登録地域クラブ名             |                                                                                                                                                                                                                    |
| 有効期限                 | 年 月 日                                                                                                                                                                                                              |
| 補助上限額                | 4,000 円                                                                                                                                                                                                            |
| 補助額<br>(事業協力店記入)     | 円                                                                                                                                                                                                                  |
| 安全基準の認証<br>(事業協力店記入) | <input type="checkbox"/> SG マーク <input type="checkbox"/> JCF マーク <input type="checkbox"/> CE マーク (EN1078) <input type="checkbox"/> GS マーク <input type="checkbox"/> CPSC マーク<br><input type="checkbox"/> その他 ( マーク) |
| 引換日<br>(事業協力店記入)     | 年 月 日                                                                                                                                                                                                              |

以上